

# 福島空港就航先旅行エージェント等招請事業

## 公募型企画プロポーザル実施要領

### 1 委託の目的

福島空港の定期便及びチャーター便就航先において、本県への旅行商品造成を検討する旅行エージェント等を本県に招き、観光素材や復興の状況を視察いただくことにより、福島空港を利用した旅行商品の造成を促進し、本県への風評払拭と観光誘客を図ることを目的とする。

### 2 仕様

#### (1) 委託事業名

福島空港就航先旅行エージェント等招請事業

#### (2) 予算額

4,068,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 3 委託業務の内容

#### (1) 実施時期

令和6年7月～令和7年3月

※具体的な実施日については委託者と協議の上、決定するものとする。

#### (2) 実施内容

北海道地区、関西地区、中部地区、九州地区、沖縄地区の旅行エージェント（1社2名までの参加とする）による、2泊3日の現地視察旅行の企画及び実施（催行回数は2回以上で、参加人数合計20名以上とする）

#### (3) 業務内容

下記の条件により、福島空港就航先の旅行エージェント等を招請した県内を主とする視察旅行を企画・実施する。

なお、視察旅行の企画及び実施に当たっては、委託者と協議の上行うこととする。

（条件）

視察旅行の実施期間は、上記3の(1)に示す2泊3日で原則として福島空港を往復利用（北海道地区及び中部地区を除く）するコースとし、以下の内容を盛り込み提案すること。

ア 招請者は、福島空港を利用した商品造成に意欲がある旅行代理店等の商品企画担当者とし、企画提案書には、招請予定の旅行代理店等の概要（ターゲット旅行者層及び取扱旅行商品等）と選定理由、並びに想定される効果（造成旅行商品及び想定集客数）を記載すること。

イ 募集に際し、行程等を記載したチラシを作成すること。

- ウ 各回とも、視察地は（福島県内を主とした）福島県内又は近隣県の観光地等とすること。
- エ 各回とも、宿泊地は福島県内とすること。
- オ 各回とも、原則として宿の部屋定員は1名1室とし、各宿泊地での宿泊先及び部屋タイプ等を自由に提案すること。
- カ 旅行中の食事（朝食、昼食、夕食）は全て受託者が手配し、委託料から支出すること。  
なお、宿における食事内容について明記すること。
- キ 宿での2泊のうち、いずれかの夕食前に商談会（商談90分、休憩10分の合計100分の想定）等を企画すること。
- ク 移動手段は、ジャンボタクシー又はバスなど添乗者及び随行者も含めて全員が同一行動を取ることができるものとし、それぞれ仕様等を明記すること。
- ケ 本事業に要する招請者の旅費、及び視察旅行先での入場料、飲食費等は委託料から支出すること。
- コ 事業終了後に実施内容及び旅行商品造成状況についてのアンケートの集計及び分析作業を行うこと。  
なお、アンケート内容についても提案すること。
- サ 各回とも、視察旅行の添乗員は1名以上確保すること。  
また、観光地等においては現地案内人を配置し、行程に明記すること。

#### 4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで  
※契約締結は令和6年7月中旬頃の見込み

#### 5 成果品

事業実施報告書

#### 6 業務委託業者の選定方式

##### (1) 公募型企画プロポーザル方式

##### 【企画提案書の書類による決定】

企画提案書類を総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。評価は100点を満点とし、評価点平均が60点以上で、審査員の評価点の合計が最も高い提案者を随意契約の契約予定者とする。その際、同評価点の提案者が複数あった場合は、低価格者を業務委託予定者とする。

なお、プロポーザル参加者が1社の場合、評価点平均が60点以上であることを業務委託選定の条件とする。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価点数
<b>【実施体制】</b> 作業工程、実施体制・アンケート分析などの業務を確実に遂行できる体制となっているか。 また、不測の事態が生じたときにも臨機に対応できる体制が確保されているか。	20点
<b>【招請旅行代理店】</b> 招請者として想定する旅行代理店は、福島空港を利用する旅行商品造成を期待できる理由が明確であるか。	40点
<b>【視察旅行企画案】</b> 視察旅行のコース内容には、本県の観光地や観光コンテンツの魅力が具体的に盛り込まれ、福島空港を利用する旅行商品の造成につながることを期待できるものとなっているか。	30点
<b>【宿泊施設等】</b> 移動手段、宿泊施設（施設・飲食内容・部屋タイプ等）商談会等会場の選定は適当か。	10点

(3) 評価方法

- ・審査項目毎に評価点を付す。
- ・評価基準は以下のとおりとする。

評価点				評価
40点満点	30点満点	20点満点	10点満点	
40～33	30～25	20～17	10～9	優れている
32～25	24～19	16～13	8～7	やや優れている
24～17	18～13	12～9	6～5	普通
16～9	12～7	8～5	4～3	やや劣る
8～1	6～1	4～1	2～1	劣る

7 スケジュール

令和6年6月13日（木）	県HPに公告を掲載
令和6年6月19日（水）16時まで	質問書の提出期限
令和6年6月21日（金）16時まで	質問書の回答
令和6年6月25日（火）16時まで	参加表明書の提出期限
令和6年7月5日（金）16時まで	企画提案書の提出期限
令和6年7月上旬頃	審査結果の通知
令和6年7月中旬頃	契約締結

8 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 旅行業法第3条の登録を受けた事業者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（企画提案書を提出する者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (9) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

## 9 公募要領等の入手方法

公募要領及び各種様式については、福島県観光交流局空港交流課のホームページからダウンロードすること。

なお、空港交流課窓口や郵送等での配布は行わない。

## 10 質問書の受付及び回答について

- (1) 質問の受付

ア 提出書類

質問書(様式第1号)により、FAXまたは電子メールにて提出のうえ、送信後は、電話で着信確認を行うこと。

イ 提出期限

令和6年6月19日(水)16時まで

(2) 回答の方法

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年6月21日(金)までに空港交流課のホームページに掲載する。

## 11 参加表明書及び企画提案書の提出等について

(1) 参加表明書の提出について

ア 提出書類

① 参加表明書(様式第2号)

② 会社概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等(1部)

イ 提出期限

令和6年6月25日(火)16時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

なお、送信後は電話で着信確認を行うこと。

(2) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

① 3の(1)から(2)に示した内容を記載した企画提案書(様式任意)

※ A4、カラー両面印刷とし、7部提出すること。

② 業務実施体制書(様式第3号)

③ 見積書(様式任意)

※ 原本1部とし、写しを各企画提案書に添付すること。

④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第4号)

イ 提出期限

令和6年7月5日(金)16時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参(FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。)

## 12 審査結果の通知

(1) 期 日 令和6年7月上旬頃

(2) 発表方法 企画提案書を提出した参加者に対して、書面にて通知する。  
なお、審査結果に対する異議申立て、質問等は一切認めない。

## 13 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画提案協議関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 委託契約上限額の範囲内に収まっていないもの、提示した業務内容と大きくかけ離れているもの、又は提案内容に対して見積もりが不適切なもの
- (7) その他、福島県が特に不適格と認めるもの

#### 14 契約手続

- (1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

- (2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

- (3) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議を行う。

#### 15 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出にかかる費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 委託業務の内容の詳細は、企画提案の内容を基本として、福島県と受託者が協議して決定する。

#### 16 問合せ及び各書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎11階）

福島県観光交流局空港交流課（担当：矢野、野地）

電話 024-521-7127 FAX024-521-7913

E-mail : fkskuko@pref.fukushima.lg.jp